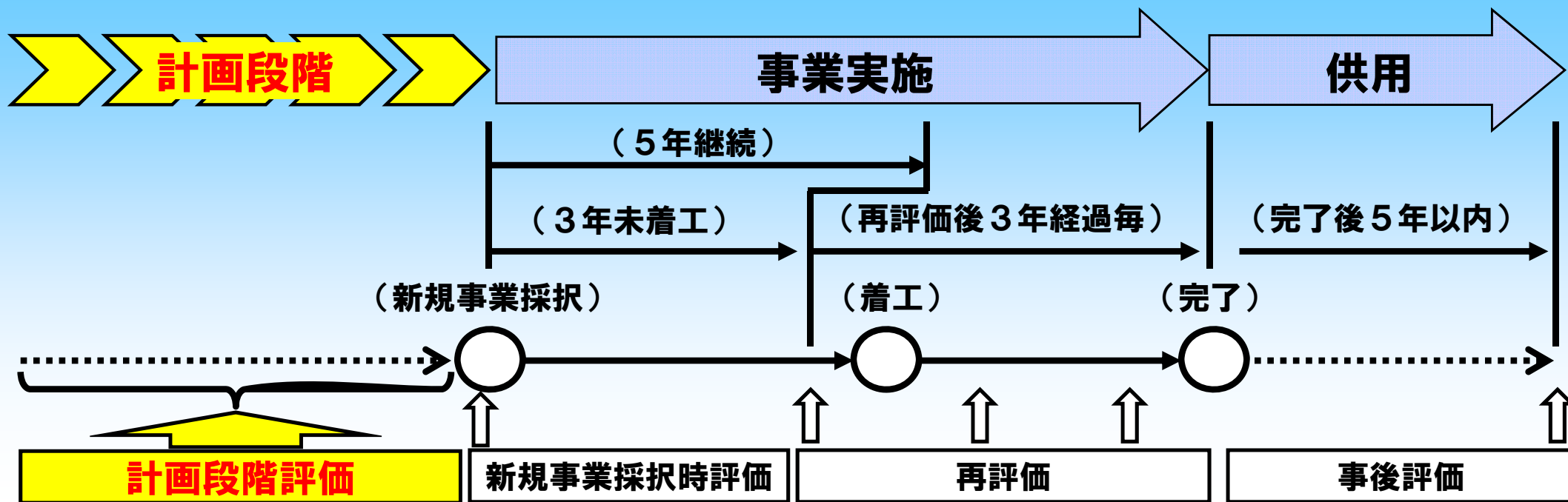


# 計画段階評価について

---

## < 事業進捗と事業評価の流れ（公共事業（直轄事業等）） >



### 【計画段階評価】

新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの。

### 【新規事業採択時評価】

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。

### 【再評価】

事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

### 【完了後の事業評価】

事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

## ■評価の実施主体

道路事業における評価の実施主体は、地方支分部局とする。

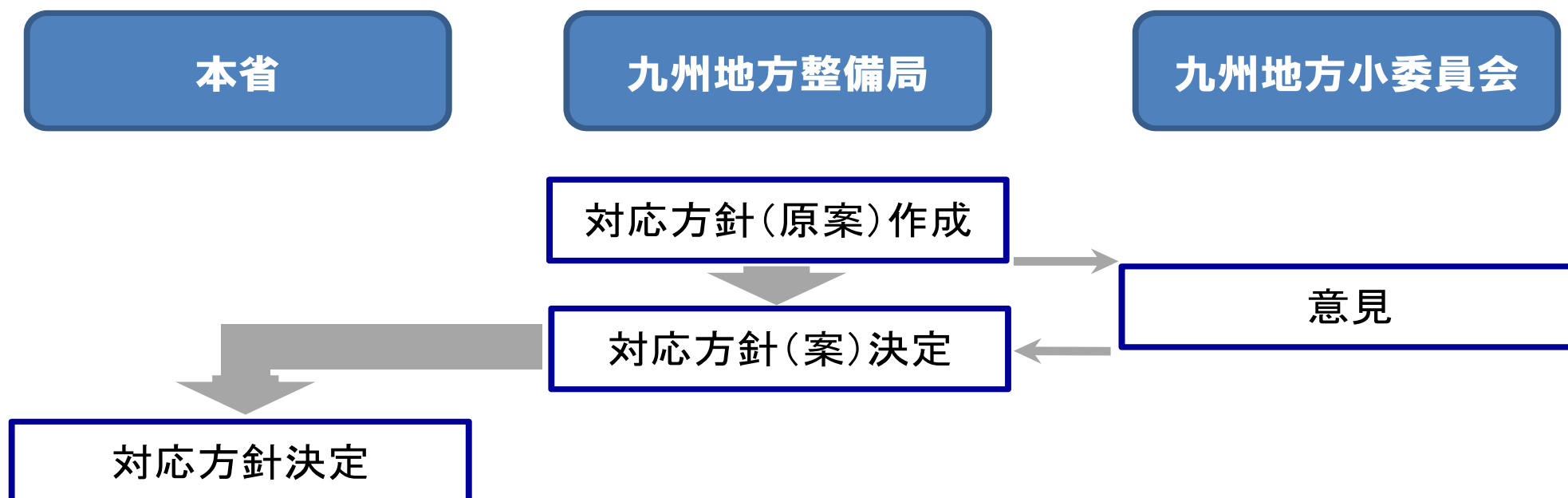
「道路事業に係る計画段階評価実施要領細目 第3 1」

## ■評価の実施手続

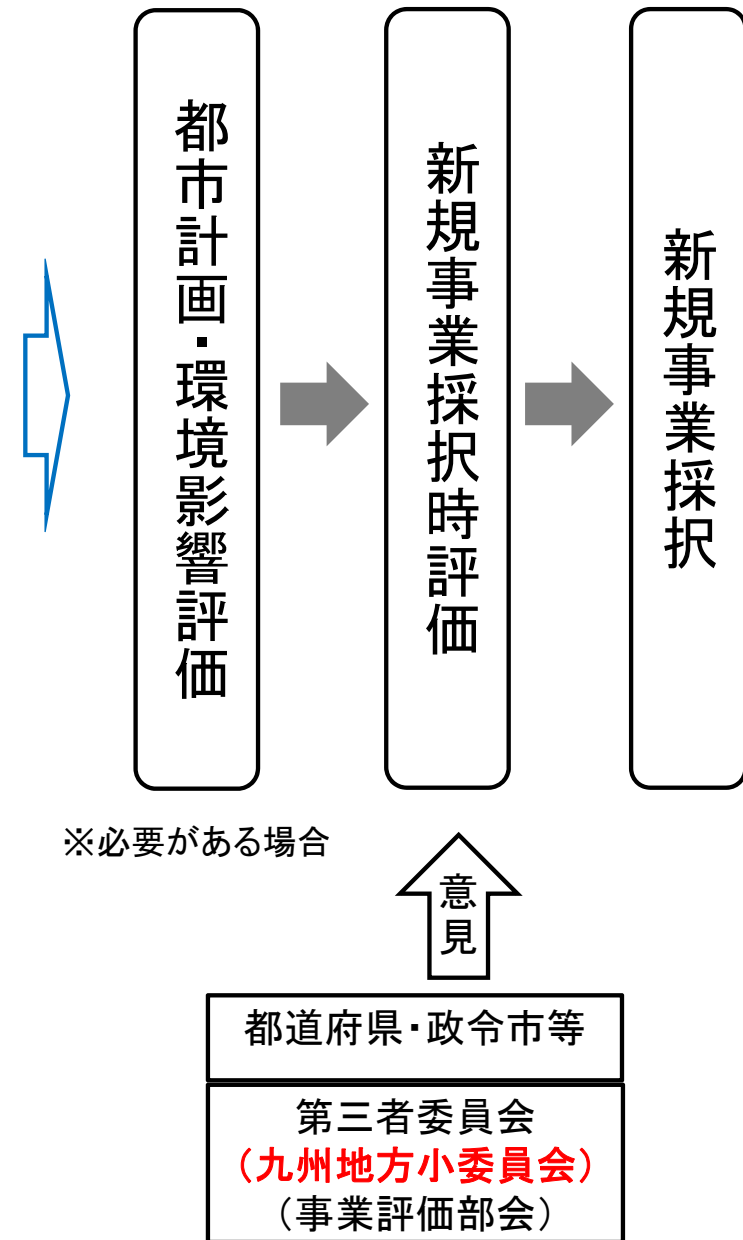
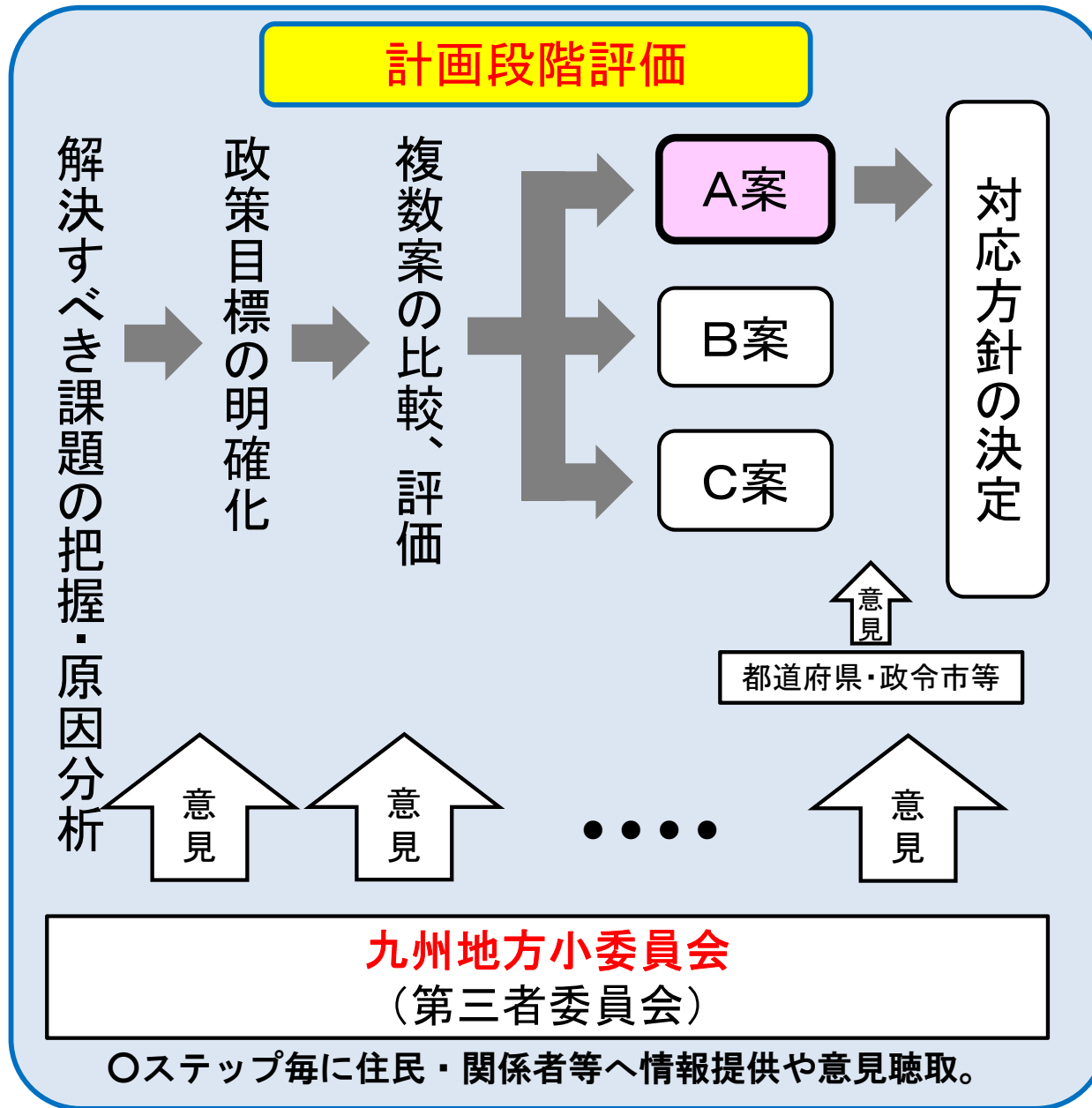
**地方支分部局は、**評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、評価を受けるために必要な資料を作成し、関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、**対応方針（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省に提出する。**

**本省は、**評価の実施主体と協議しつつ、**対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。**

「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領 第4 1(2)②」



事業評価の流れ



# 今回、御審議頂く事項

- 計画段階評価：有明海沿岸道路（Ⅱ期）大牟田市～長洲町



有明海沿岸道路（Ⅱ期）大牟田市～長洲町